**認証工具要件の見直しについて**

令和７年７月８日付で認証工場の機器要件を見直す施行規則の改正がありましたので、お知らせします。

（1）　廃止工具

・キャンバ・キャスタ・ゲージ　　・トーイン・ゲージ　　・ターニング・ラジアス・ゲージ

（2）　工具の兼用可

①比重計　→　比重計又はバッテリ・テスタ

②エンジン・タコテスタ　→　　エンジン・タコテスタ又は整備用スキャンツール

③タイミング・ライト　　　→　　タイミング・ライト又は整備用スキャンツール

（3）　工具の追加

・分解整備をする事業場について、整備用スキャンツールを追加

※認証の新規取得又は事業場移転時は整備用スキャンツールの保有が義務付けとなる

（4）　限定的工具

・普通自動車（大型・中型）又は大型特殊自動車を対象とする事業場に限っては次の工具を備えること

* 1. ホイール・プーラ　　②　ベアリング・レース・プーラ　　③　グリースガン又はシャシ・ルブリケータ

**指定工場（大型）の最低工員数の緩和（依命通達改正）について**

令和７年７月８日より指定工場（大型）の最低工員数の緩和する改正がありましたのでお知らせします。

下記の（１）及び（２）～（４）いずれかの要件を満たす場合に限り　５人→４人　にすることができる。

（１） 次の省力化設備機器が導入されていること

　①電動クレーン又はトランスミッション・ジャッキ　　②ホイールドーリー

　③増力装置付きシグナル式トルクレンチ又はトルク設定型インパクトレンチ

（2） 合理的な管理体制が適切に確保されていること

　参考　・適切な作業指示が行われ、作業工程の管理ができる体制を構築

　　　　　・管理するシステムの導入等により、工員数に応じた入庫台数や業務量を適切に管理できる体制を構築

（3） 工員の処遇が適切に確保されていること

　参考　・工員の長時間労働を抑制するための取組みを実施している

　　　　　・工員の作業負担が少なくなるための取組みを実施している

（4）工員の質が適切に確保されていること

　参考　・一級整備士を確保している又は二級整備士を複数名確保している

　　　　　・整備技術やその他業務に関するスキルアップを図るための教育を継続して行っている

※（２）～（４）の参考例は一例として示したもので、これ以外の事例を否定するものではありません

※詳細については、（国土交通省HP）以下のURLよりご確認いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\_hh\_000341.html